

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

項 目	修 正 内 容
緊急時データ伝送方法の変更	国に伝送する泊発電所の緊急時データ（原子炉圧力値等の重要情報）については、従来、原子力災害発生時にその時点から当社が連続伝送を開始していたが、システム改良に伴い、24時間連続伝送が可能となったことから、その旨修正した。
副原子力防災管理者の削減	泊発電所組織改正に伴い修正した。
北海道への派遣者数の変更	緊急事態応急対策時における北海道への派遣者のうち、緊急時モニタリング班の分析測定グループ員を2名から3名に修正した。

（参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容）

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。